

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業者（法人）の概要

事業者	コスモプラス株式会社
代表者	代表取締役 林 宗一郎
所在地 連絡先	〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町 2-12-20 コスモスクエア 5階 電話：048-653-0306 FAX：048-653-1226

2. 事業所の概要

事業所名	コスモ訪問看護リハビリステーション さいたま北
所在地 連絡先	〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町 2-129-25 電話：048-668-3000 FAX：048-668-3001
事業所指定番号	埼玉県 1166590434 号
通常の事業の 実施地域	さいたま市（北区、見沼区、西区、大宮区）、上尾市、伊奈町 ※上記以外の地域をご希望の方はご相談下さい。

3. 従業者の勤務形態及びその人数

勤務形態	月曜～土曜日 午前9時00分から午後5時30分まで
------	---------------------------

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者 (看護師兼務)	業務の管理を一元的に行います。	常勤 1名
看護師	主治医が交付する指示書に基づき看護を提供します。	2.5名以上 (常勤・非常勤・ 管理者含む)
理学療法士等	主治医が交付する指示書に基づきリハビリテーションを行います。	1名以上 (常勤・非常勤含む)
事務職員	請求等の事務業務を行います。	常勤 1名以上

4. 営業日および営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで。ただし、国民の休日および年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。	午前9時から午後5時まで

※営業時間以外での訪問看護をご希望の方はご相談下さい。

5. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とします。
運営の方針	1. 利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2. 指定訪問看護は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。

	<p>3. 指定介護予防訪問看護は、訪問看護利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>4. 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
--	--

6. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ リハビリテーション（寝たきりの予防・手足の運動・生活の再建など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ 医師の指示に基づいての看護（医療処置など）
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

7. 提供するサービス内容および費用について

- ・ 緊急時訪問看護体制について
看護師が携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとり必要に応じて訪問します。
- ・ 提供するサービスの日時・費用については「別紙 1」および「別紙料金表【介護保険】20240601」を参照してください。

8. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者の設置をしています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的な開催とその結果を従業者へ周知徹底を図ります。（委員会の開催：年 1 回以上）
- (4) 虐待の防止のための指針の整備をします。
- (5) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。
採用時：採用後 12 ヶ月以内 継続研修：年 1 回以上
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	事業所管理者
-------------	--------

9. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
採用時：採用後 12 ヶ月以内 継続研修および訓練の実施：1 年に 1 回以上
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 身体拘束について

1. 事業所は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
 - ① 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合
 - ② 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
 - ③ 一時性：利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く
2. 事業所は、利用者に対する身体拘束等の適正化のために、次の措置を講じます。
 - (1) 定期的な検討委員会の開催とその結果の従業者への周知徹底を図ります。
委員会の開催：年1回以上
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備をします。
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
採用時：採用後12ヶ月以内 継続研修：年に1回以上

11. ハラスメントの防止対策

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ② 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. 災害発生時の対応

- ① 火災・地震・水害などの自然災害が発生した場合は、関係機関への連絡や利用者の安否確認・避難誘導など必要な対策を講じます。
- ② 必要な情報収集を行い、二次災害の危険が起こらないよう努めます。
- ③ 万が一の場合には、サービス提供終了時間前であってもサービスを終了させていただく場合があります。
- ④ 災害発生時または発生後は、状況により訪問を中止させていただく場合があります。

13. 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じます。

14. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者機関による書面調査（事業者による自己評価）、評価調査者による訪問調査、アンケートなどにより利用者の意向を把握する利用者調査は実施していません。

16. 相談窓口、苦情対応

利用者からの苦情に対しては、速やかに対応し必要な措置を講じます。

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話番号	048-668-3000	フリーダイヤル：0800-800-8030
FAX 番号	048-668-3001	
担 当	事業所管理者	
その他	相談・苦情については、担当者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず担当者に引き継ぎます。	

※当事業所以外に、お住まいの市町村および公的団体の窓口で苦情の申し立て等ができます。

埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地	さいたま市中央区大字下落合 1704 (国保会館 4 階)
	電話番号	048-824-2568
	FAX 番号	048-824-2561
	受付時間	午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～ 午後 5 時 (土・日・祝日は除く)
さいたま市役所 介護保険課 事業者係	所在地	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 2 階
	電話番号	048-829-1265
	FAX 番号	048-829-1981
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日は除く)
さいたま市北区役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地	さいたま市北区宮原町 1-852-1
	電話番号	048-669-6068
	FAX 番号	048-669-6167
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日は除く)

1. サービスの内容

- ① 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師やその他省令で定めるものが療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービスです。
 - ② 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものです。
 - ③ 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
 - ④ サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。
- ※訪問日程の変更をご希望の場合は、ご相談下さい。

2. サービス提供の記録等

- ① 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容および利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了後から2年間保存します（但し、保険者の条例に準ずるものとします）。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。その場合には当社規定の「個人情報保護法対応マニュアル」に準じて行います。個人情報の開示費用は1件につき100円とし、その他証明書等を作成する場合は1件につき2,000円とします。

3. 利用者負担金

- ① 利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。「別紙料金表【介護保険】20240601」を参照してください。
- ② 特別訪問看護指示書及び厚生労働大臣が定める疾病等の対象となった場合には医療保険対応となります。「別紙料金表【医療保険】20240601」を参照してください。
- ③ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）。
- ④ 利用者負担金は、月末締めで翌月の15日前後に請求書を発送し、28日にご指定の金融機関の口座から引落します。領収書は、翌々月に発送する請求書に同封します。
- ⑤ ご指定の金融機関の口座からの引落とし手続きが完了するまでは現金でのお支払い又は、まとめての口座引落としとさせていただきます。
- ⑥ 利用者の事由で口座からの引落としが出来なかった場合、当該月分は現金回収とさせていただきます。

4. キャンセル

利用者のご都合によりサービスを中止にする場合は、サービス利用の前日までにご連絡下さい。ご自宅まで訪問した場合は、キャンセル料が発生することになりますのでご注意ください（交通費がある利用者の場合は交通費も発生します）。ただし、入院等やむをえない事情がある場合は、請求いたしません。

当日キャンセルした場合 キャンセル料金 2,000円

5. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。
- ② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。
- ③ 看護師等および訪問する職員を指名することはできません。

コスモ訪問看護リハビリステーション個人情報保護に関する方針

コスモ訪問看護リハビリステーション さいたま北は、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時および離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとしします。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当社規定のマニュアルに従って開示します。
- ⑦ ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。
相談窓口担当 事業所管理者

訪問看護利用料金表（非課税）

【介護保険・要介護】

サービス内容	単位	10割	1割負担	2割負担	3割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ 1	314単位	3,469円	347円	694円	1,041円	
訪問看護Ⅰ 1・朝/夜	393単位	4,342円	435円	869円	1,303円	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ 1・深夜	471単位	5,204円	521円	1,041円	1,562円	
訪問看護Ⅰ 2	471単位	5,204円	521円	1,041円	1,562円	
訪問看護Ⅰ 2・朝/夜	589単位	6,508円	651円	1,302円	1,953円	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ 2・深夜	707単位	7,812円	782円	1,563円	2,344円	
訪問看護Ⅰ 3	823単位	9,094円	910円	1,819円	2,729円	
訪問看護Ⅰ 3・朝/夜	1,029単位	11,370円	1,137円	2,274円	3,411円	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ 3・深夜	1,234単位	13,635円	1,364円	2,727円	4,091円	
訪問看護Ⅰ 4	1,128単位	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円	
訪問看護Ⅰ 4・朝/夜	1,410単位	15,580円	1,558円	3,116円	4,674円	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護Ⅰ 4・深夜	1,692単位	18,696円	1,870円	3,740円	5,609円	
訪問看護Ⅰ 5	286単位	3,160円	316円	632円	948円	※1 リハビリ 20分
訪問看護Ⅰ 5	572単位	6,320円	632円	1,264円	1,896円	※1 リハビリ 40分 286単位×2
訪問看護Ⅰ 5・2超	771単位	8,519円	852円	1,704円	2,556円	※1 リハビリ 60分 257単位×3
特別管理加算Ⅰ 1回/月	500単位	5,525円	553円	1,105円	1,658円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること等
特別管理加算Ⅱ 1回/月	250単位	2,762円	277円	553円	829円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること等
複数名訪問看護加算Ⅰ①	254単位	2,806円	281円	562円	842円	看護師等（30分未満）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ②	402単位	4,442円	445円	889円	1,333円	看護師等（30分以上）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅱ①	201単位	2,221円	223円	445円	667円	看護補助者（30分未満）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅱ②	317単位	3,502円	351円	701円	1,051円	看護補助者（30分以上）/1回につき
長時間訪問看護加算	300単位	3,315円	332円	663円	995円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算Ⅰ	350単位	3,867円	387円	774円	1,161円	※2 退院・退所に新規に訪問看護を提供した場合
初回加算Ⅱ	300単位	3,315円	332円	663円	995円	※2 新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算 1回/月	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
看護・介護職員連携強化加算 1回/月	250単位	2,762円	277円	553円	829円	訪問介護職員による特定行為業務を支援した場合
口腔連携強化加算	50単位	552円	56円	111円	166円	歯科医師等に対して口腔状態評価の情報提供を行った場合
緊急時訪問看護加算Ⅰ 1回/月	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円	24時間常時対応できる体制加算
ターミナルケア加算	2,500単位	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円	ターミナルケアを行った場合、死亡月につき1回算定
サービス提供体制加算Ⅰ	6単位	66円	7円	14円	20円	事業所として体制が整った場合、サービス1回につき算定 リハビリ40分は2回 リハビリ60分は3回

※1 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ（リハビリの上限は週6回迄、1回当たり20分以上）

厚生労働大臣が定める施設基準に該当しているため1回につき8単位減算しています。

※2 初回加算は、過去2か月（暦月）においてサービス利用がなく再開した場合、要支援から要介護又は要介護から要支援に変更になった場合にも算定します。

運営基準に定められたその他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収致します。自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を超えた地点から10kmごとに500円を徴収致します。

介護保険対象外のサービス実施ご利用料（税込）

算定項目	サービス内容
エンゼルケア	亡くなられた後のケア及び処置代。20,000円

キャンセル料	サービス利用日の前日まで無料 当日 利用者負担2,000円（交通費をご負担いただく場合もございます） *サービスの利用を中止する際には速やかにご連絡をお願いします。但し、利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。
--------	---

《利用負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料＝単位数×11.05（3級地単価）×自己負担割合

*小数点以下は切り上げ

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*夜間・早朝 午前6時～8時まで、18時～22時までサービスを行った場合基本単位数に25%加算されます。

*深夜 22時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%加算されます。

*緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制加算Ⅰは区分支給限度基準額の算定対象外。

訪問看護利用料金表（非課税）

【介護保険・要支援】

サービス内容	単位	10割	1割負担	2割負担	3割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ	303単位	3,348円	335円	670円	1,005円	
訪問看護ⅠⅠ・朝/夜	379単位	4,187円	419円	838円	1,257円	1回につき 20分未満
訪問看護ⅠⅠ・深夜	455単位	5,027円	503円	1,006円	1,509円	
訪問看護ⅠⅡ	451単位	4,983円	499円	997円	1,495円	
訪問看護ⅠⅡ・朝/夜	564単位	6,232円	624円	1,247円	1,870円	1回につき 30分未満
訪問看護ⅠⅡ・深夜	677単位	7,480円	748円	1,496円	2,244円	
訪問看護ⅠⅢ	794単位	8,773円	878円	1,755円	2,632円	
訪問看護ⅠⅢ・朝/夜	993単位	10,972円	1,098円	2,195円	3,292円	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護ⅠⅢ・深夜	1,188単位	13,127円	1,313円	2,626円	3,939円	
訪問看護ⅠⅣ	1,090単位	12,044円	1,205円	2,409円	3,614円	
訪問看護ⅠⅣ・朝/夜	1,363単位	15,061円	1,507円	3,013円	4,519円	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護ⅠⅣ・深夜	1,635単位	18,066円	1,807円	3,614円	5,420円	
訪問看護ⅠⅤ	276単位	3,049円	305円	610円	915円	※1 リハビリ 20分
訪問看護ⅠⅤ	552単位	6,099円	610円	1,220円	1,830円	※1 リハビリ 40分 276単位×2
訪問看護ⅠⅤ・2超	411単位	4,541円	455円	909円	1,363円	※1 リハビリ 60分 137単位×3
特別管理加算Ⅰ 1回/月	500単位	5,525円	553円	1,105円	1,658円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること等
特別管理加算Ⅱ 1回/月	250単位	2,762円	277円	553円	829円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること等
複数名訪問看護加算Ⅰ①	254単位	2,806円	281円	562円	842円	看護師等（30分未満）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ②	402単位	4,442円	445円	889円	1,333円	看護師等（30分以上）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅱ①	201単位	2,221円	223円	445円	667円	看護補助者（30分未満）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅱ②	317単位	3,502円	351円	701円	1,051円	看護補助者（30分以上）/1回につき
長時間訪問看護加算	300単位	3,315円	332円	663円	995円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算Ⅰ	350単位	3,867円	387円	774円	1,161円	※2 退院・退所に新規に訪問看護を提供した場合
初回加算Ⅱ	300単位	3,315円	332円	663円	995円	※2 新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算 1回/月	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
口腔連携強化加算	50単位	552円	56円	111円	166円	歯科医師等へ口腔状態評価の情報提供を行った場合
緊急時訪問看護加算Ⅰ 1回/月	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円	24時間常時対応できる体制加算
サービス提供体制加算Ⅰ	6単位	66円	7円	14円	20円	事業所として体制が整った場合、サービス1回につき算定 リハビリ40分は2回 リハビリ60分は3回

- ※1 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ（リハビリの上限は週6回迄、1回当たり20分以上）厚生労働大臣が定める施設基準に該当しているため1回につき8単位減算しています。利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問看護を行った場合1回につき15単位減算されます。
- ※2 初回加算は、過去2か月（暦月）においてサービス利用がなく再開した場合、要支援から要介護又は要介護から要支援に変更になった場合にも算定します。

運営基準に定められたその他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収致します。自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を超えた地点から10kmごとに500円を徴収致します。

介護保険対象外のサービス実施ご利用料（税込）

キャンセル料	サービス利用日の前日まで無料 当日 利用者負担2,000円（交通費をご負担いただく場合もございます） *サービスの利用を中止する際には速やかにご連絡をお願いします。但し、利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。
--------	---

《利用負担額の計算方法》
介護保険によるサービス利用料＝単位数×11.05（3級地単価）×自己負担割合
 *小数点以下は切り上げ
 *准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

- *夜間・早朝 午前6時～8時まで、18時～22時までサービスを行った場合基本単位数に25%加算されます。
- *深夜 22時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%加算されます。
- *緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制加算Ⅰは区分支給限度基準額の算定対象外。

【別紙】

訪問看護利用料金表（非課税）

【医療保険】

① 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。
健康保険証・高齢者受給者証・後期高齢者保険者証、障害者手帳等をご提示下さい。

訪問回数/負担割合		基本料(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
管理療養費	月の初日	7,670円	770円	1,530円	2,300円
	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
基本療養費Ⅰ	1日目※	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	2日目	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	3日目	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
基本療養費Ⅲ（外泊中）		8,500円	850円	1,700円	2,550円
同日2回目		4,500円	450円	900円	1,350円
同日3回目		8,000円	800円	1,600円	2,400円

※訪問日数は週初め（日曜日）から数えさせていただきます。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は、4日目以降5,550円になります。

② 月加算料

1ヶ月につき下記の料金をご請求致します。

	基本料(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費1～3	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

③ 該当時個別加算料

下記について該当する場合、その都度料金をご請求致します。

	金額（10割）	1割負担	2割負担	3割負担	
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院時支援指導加算（長時間）	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
緊急訪問看護加算 *1	2,650円	270円	530円	800円	
早朝・夜間訪問加算（6-8時・18-22時）	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22-6時)	4,200円	420円	840円	1,260円	
乳幼児加算（6歳未満）	1,300円		260円		
乳幼児加算（厚生労働大臣が定める者）	1,800円		360円		
複数名 訪問看護加算	看護師等/週1日	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師/週1日	3,800円	380円	760円	1,140円
	その他職員/週3日 *2	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

*1 月15日目以降は2,000円

*2 看護補助者等…①1日1回3,000円 ②1日2回6,000円 ③1日3回10,000円

①基本利用料+②月加算料+③該当加算料+④保険外料金（別紙）=ご利用料金/月

連絡先：コスモ訪問看護リハビリステーション さいたま北

TEL 048-668-3000

※サービスの利用を中止される際は速やかにご連絡をお願い致します。

【別紙】

精神科訪問看護料金表（非課税）

【医療保険】

基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。
健康保険証・高齢者受給者証・後期高齢者保険者証、障害者手帳等をご提示下さい。

★ 30分以上

訪問回数/負担割合		基本料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
管理療養費	月の初日	7,670円	770円	1,530円	2,300円
	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
基本療養費Ⅰ	1日目※	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	2日目	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	3日目	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円

★ 30分未満

訪問回数/負担割合		基本料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
管理療養費	月の初日	7,670円	770円	1,530円	2,300円
	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
基本療養費Ⅰ	1日目※	4,250円	430円	850円	1,280円
	2日目	4,250円	430円	850円	1,280円
	3日目	4,250円	430円	850円	1,280円
	4日目以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円

★ 外泊中

		基本料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅳ		8,500円	850円	1,700円	2,550円

月加算料

1ヶ月につき下記の料金をご請求致します。

	金額（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
精神科重症患者支援管理連携加算イ	8,400円	840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	5,800円	580円	1,160円	1,740円
情報提供療養費1～3	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

該当時個別加算料

	金額（10割）	1割負担	2割負担	3割負担	
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院時支援指導加算（長時間）	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	
長時間精神科訪問看護加算	特別管理加算対象者/週1日	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	特別指示書対象者/週1日	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	厚生労働大臣が定める者/週3日	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算*1	2,650円	270円	530円	800円	
早朝・夜間訪問加算（6-8時・18-22時）	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22-6時)	4,200円	420円	840円	1,260円	
精神科複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
乳幼児加算（6歳未満）	1,300円		260円		
乳幼児加算（厚生労働大臣が定める者）	1,800円		360円		
複数名訪問看護加算	看護師・作業療法士*2	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師*3	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者等	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

*1 月15日目以降は2,000円

*2 看護師・作業療法士 ①1日1回4,500円 ②1日2回9,000円 ③1日3回14,500円

*3 准看護師 ①1日1回3,800円 ②1日2回7,600円 ③1日3回12,400円

基本利用料＋月加算料＋該当加算料＋保険外料金（別紙）＝ご利用料金/月

連絡先：コスモ訪問看護リハビリステーション さいたま北
TEL 048-668-3000

訪問看護料金表(税込)

【自費】

基本利用料

訪問時間	料金
30分未満	5,600円
30分以上1時間未満	8,500円
延長30分毎	4,000円

該当時個別加算料

下記について該当する場合、その都度料金をご請求致します。

加算項目	料金
24時間対応体制加算	6,800円/月
早朝・夜間訪問加算(6-8時・18-22時)	5,000円/回
深夜訪問看護加算(22-6時)	10,000円/回
複数名訪問看護加算	4,500円/回
複数名訪問看護加算(准看)	3,800円/回
複数名訪問看護加算(その他の職員)	3,000円/回

その他料金

その他項目			料金
交通費	平日・休日	片道 3km未満	0円
		※1日4回目以上の訪問は交通費が発生します	1回 1,000円
		片道 3km以上6km未満	300円
		片道 6km以上3km毎に加算	+ 300円
日曜・祝日	訪問料金	訪問毎	3,000円
エンゼルケア	亡くなられた後のケア及び処置代		20,000円
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡無しの場合) ※但しやむを得ない事情の場合を除く		訪問毎 2,000円

インボイス制度導入に伴い計算方法が変更になる為、請求額が以前と変更になる場合があります。

連絡先:コスモ訪問看護リハビリステーション さいたま北
TEL 048-668-3000

※サービスの利用を中止される際は速やかにご連絡をお願い致します。

訪問看護利用料金表（非課税）

【介護保険・定期巡回】

サービス内容	単位	10割	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費（月1回につき）	2,961単位	32,719円	3,272円	6,544円	9,816円
要介護5の基本療養費（月1回につき）	3,761単位	41,559円	4,156円	8,312円	12,468円
初回加算	(Ⅰ) 350単位	3,867円	387円	774円	1,161円
	(Ⅱ) 300単位	3,315円	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円
看護・介護職員連携強化加算 （月1回につき）	250単位	2,762円	277円	553円	829円
口腔連携強化加算	50単位	552円	56円	111円	166円
緊急時訪問看護加算Ⅰ（月1回につき）	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円
特別管理加算＊ （月1回につき）	(Ⅰ) 500単位	5,525円	553円	1,105円	1,658円
	(Ⅱ) 250単位	2,762円	277円	553円	829円
ターミナルケア加算 （介護予防を除く）	2,500単位	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円
医療保険で訪問看護が必要な場合 医師の指示の期間の日数につき減算	-97単位	-1,071円	-108円	-215円	-322円
サービス提供体制加算Ⅰ（月1回につき）＊2	50単位	552円	56円	111円	166円

＊1 特別管理とは...特別な管理を必要とする者（*厚生大臣が定める状態にある方）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う。

（*在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態、留置カテーテル等を使用している状態、在宅酸素療法指導管理等を受けている状態、真皮を超える褥瘡の状態など）

＊2 サービス提供体制加算Ⅰとは...事業所として体制が整った場合に算定

※1月の訪問看護のうち准看護師の訪問が1回でも含まれる場合は基本療養費の98/100を算定します。

※月の途中の訪問看護（利用開始日から月末又は月のはじめから利用終了日）の算定は利用期日による日割り計算とします。

※初回加算は、過去2か月（暦月）においてサービス利用がなく再開した場合・要支援から要介護又は要介護から要支援に変更になった場合にも算定します。

※短期入所系サービス利用時には減算となります。

※要介護5の利用者様が月の途中で要介護5から変更になった場合は日割り計算となります。

《利用負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料＝単位数×11.05（3級地単価）×自己負担割合

*小数点以下は切り上げとなります。